

平成 20 年度から 長島町国民健康保険税の税率が統一されます

長島町国民健康保険税の税率は、合併時の調整方針で旧町間の税率に格差があったことから、新町では「旧町単位で税率の不均一課税を実施し、合併後3年を目途に税率を統一する」としていました。

町では、国民健康保険税審議委員会や国民健康保険運営協議会を経て、町議会へ国民健康保険税の税率改正を提案し可決されました。

改正後の税率は、平成20年度課税分から適用されますので、その改正内容についてお知らせします。

【改正前】				
区分	医療分 (旧東)	医療分 (旧長島)	介護分 (旧東)	介護分 (旧長島)
所得割	10%	7%	2.4%	0.7%
資産割 (固定資産税)	45%	35%	12%	6%
均等割 (1人当たり)	27,000 円	19,000 円	8,500 円	6,000 円
平等割 (1世帯当たり)	28,000 円	22,000 円	8,500 円	4,000 円
課税限度額	560,000 円		90,000 円	

【改正後】			
区分	医療分	後期高齢者 (支援金分)	※介護分
所得割	6%	3.8%	2.4%
資産割 (固定資産税)	30%	15%	12%
均等割 (1人当たり)	18,000 円	8,000 円	8,500 円
平等割 (1世帯当たり)	19,000 円	9,000 円	8,500 円
課税限度額	470,000 円	120,000 円	90,000 円

※介護分は、40歳から64歳までの人が対象です。

国民健康保険税の軽減

1 低所得者の軽減措置

国民健康保険税には、低所得者世帯の税負担を軽減するために、一定基準以下の所得世帯に対し均等割と平等割が、それぞれ7割・5割・2割の軽減制度を導入しています。

2 激変緩和措置

後期高齢者医療制度ができたことによる国民健康保険税の激変緩和措置があります。

国民健康保険税の軽減の判定をするとき、75歳以上の人（一定の障害のある人は65歳以上）が後期高齢者医療制度に移行したことにより国民健康保険被保険者（加入者）が減少しても、5年間移行した人の人数・所得を含めて判定する措置があります。

※この措置が適用されるのは、後期高齢者医療制

度に移行した人と継続して同一世帯である場合です。

3 平等割を軽減

国民健康保険から75歳以上の人（一定の障害のある人は65歳以上）が、後期高齢者医療制度に移行することによって、単身世帯になる場合には、5年間「医療分」と「支援金分」にかかる平等割を2分の1にする措置があります。

※この軽減が適用されるのは、国民健康保険に残る方が1人で、後期高齢者医療制度に移行した人と継続して同一世帯である場合です。

4 社会保険等で扶養されていた人の減免

社会保険等に加入している75歳以上の人（一定の障害のある人は65歳以上）が、後期高齢者医療制度に移行することに

よって、社会保険等の被扶養者でなくなった人が国民健康保険に加入する場合には、新たに国民健康保険税を負担することになるため、その扶養されていた人（国民健康保険の資格を得た日に65歳以上の人）については2年間、次のような減免措置があります。

Ⅰ 所得割、資産割については、所得や資産にかかわらず課税しない（世帯の判定をするときには、扶養されていた人の所得も対象）。

Ⅱ 均等割を半額にする（7割・5割の軽減に該当する人はそちらが優先）。

Ⅲ 社会保険等の被扶養者になっていた人だけの世帯（単身世帯）は、平等割を半額にする（7割・5割の軽減に該当する人はそちらが優先）。